

令和7年度 高付加価値旅行者をターゲットとした佐賀県陶磁器 ブランディング動画制作業務 委託仕様書

1. 委託業務名

令和7年度 高付加価値旅行者をターゲットとした佐賀県陶磁器ブランディング動画制作業務

2. 事業の目的

佐賀県が有する世界にも類を見ない文化資源である陶磁器文化をテーマとしたブランディング動画を制作し、佐賀県を高付加価値旅行者やアート・文化に関心を持つ層にとって、憧れの訪問地となることを目指す。

制作した動画は、次年度以降、世界に向けた高精度なターゲティング広告として配信することを想定しており、併せてブランドリフト調査（例：動画視聴による認知・意識の変化を分析し、今後のマーケティング施策に活用する調査）を実施する計画であるため、そのことを踏まえ、制作を行うものとする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月16日（月曜日）までとする。

4. 本事業のターゲット

主に欧米を中心とする高付加価値旅行者（Modern Luxuay層）

5. 事業内容

「2. 事業の目的」及び下記の要件を踏まえた佐賀県陶磁器ブランディング動画を制作すること。

- ・原則英語で制作することとし、ネイティブのクリエイターを起用し、ターゲットに訴求する下記制作物を制作すること。

① 長編映像 1本以上

② 短編映像 1本以上

③ グラフィック 1種類以上 ※広告配信時等に使用することを想定

※今後、広告配信やブランドリフト調査に活用することもふまえて、適切な数量や時間を設定すること

- ・本事業は文化庁補助事業「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）」に採択された「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト」の一環として実施するものであるため、別添「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト概要」をふまえて、佐賀県に欧米からの高付加価値旅行者を誘致するにあたり、新たな需要喚起につながるターゲット（誘致対象とする旅行者層）、ポジショニング（他地域との差別化ポイント）、コンセプト（本事業の核となる考え方）及びプロポジション（伝えたいメッセージ・提供する価値）を明確に規定すること。
- ・前述の内容をふまえて、単なる観光イメージ動画ではなく、動画内で伝えるメッセージやコンセプトを明確にし、それに沿ったストーリー構成を提案すること。
- ・原則として佐賀県が無期限で利用できるものを制作すること。
- ・提案書等に基づき、ナレーション、字幕、BGM等を含めた編集を行うこと。
- ・「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト」において策定される自走化戦略やマーケティング調査等に基づき、完成後も適宜動画内容のブラッシュアップを行っていく予定であるため、将来的な

編集・改変に柔軟に対応できるように、拡張性・編集性を考慮した動画制作を行うこと。

- ・次年度以降に、主に欧米市場をターゲットとし、高付加価値旅行者を対象とした動画配信プラットフォームを活用した高精度なターゲティング広告として配信のうえ、ブランドリフト調査（例/動画が視聴者に与えた影響等を分析して、今後のマーケティング施策に活かすことを目的とする）を実施することを想定として制作すること。
- ・例えば、ビジネスクラスの旅行歴、ハイエンドホテルの検索歴、ラグジュアリー商品の購入歴などのビッグデータを活用するなど、高付加価値旅行者を対象とした高精度なターゲティング広告を配信する際に想定されるプラットフォームや広告媒体等について想定したうえで、動画を制作すること。
- ・制作物については、佐賀県に著作権その他の知的財産権等及び所有権が帰属するものとし、受託者は受託者又は第三者が著作者人格権を行使しないように、必要な措置をとること。
- ・映像・写真等を撮影・収集する場合は、佐賀県もしくは佐賀県が認める機関等が、今後のプロモーション（WEB・SNS・印刷物・イベント等）で利用できるよう、2次使用も含めて受託者が撮影先・収集先から許可を得るなど、権利関係を整理すること。
- ・動画制作にあたっては、新規撮影に加え、過去に撮影された映像や第三者から取得した映像素材等を挿入することも可能とする。ただし、使用するすべての映像素材について、著作権その他の知的財産権等及び所有権は佐賀県に帰属するものとし、受託者は必要な権利処理を行うこと。また、著作者人格権が行使されないよう、必要な措置を講じること。

6. 完了報告および成果物の提出について

事業完了後、下記の内容について、令和8年3月16日（月曜日）までに提出すること。

(1) 実績報告書（紙媒体3部／電磁的記録媒体3部）

上記5の各事業の実施内容に加え、本動画を活用して、次年度以降の取り組みに繋げることができるよう、高付加価値旅行者を対象とした動画配信プラットフォームを活用した高精度なターゲティング広告配信及びブランドリフト調査等について具体的な提案を行うこと。

(2) 制作物のデータ（電磁的記録媒体3部）

- ① 長編映像1本以上
- ② 短編映像1本以上
- ③ グラフィック1種類以上

(3) （該当があれば）収集した画像データ（電磁的記録媒体3部）

制作に際し、撮影・取得した画像等のうち、佐賀県が今後のプロモーションで使用可能なデータについては、まとめて納品を行うこと。（2次利用の許諾を得た画像に限る）

また、納品時には、納品する画像データの名称・場所、収集元、著作権者、（掲載許可を取得した場合）撮影許可者、トリミング加工の可否など、使用にあたって必要な情報をリスト化したものを合わせて提出すること。

7. その他留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る佐賀県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、佐賀県と協議し、その指示に従うこと。
- ・本事業は、文化庁補助金「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業」を活用するため、

当該事業事務局との面談や指示、精算にかかる証拠書類の提出等、本仕様書に定めがない事項等も含め、適切に対応すること。

- ・本事業にかかる支払は、全て事業期間内に完了すること。
- ・本事業に関係する帳簿及び証拠書類について、事業の終了する日が属する年度終了後5年間（令和13年3月31日まで）は、文化庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう適切に保存しておくこと。
- ・事業実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、佐賀県へ提出すること。

8. 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

- ・受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。
- ・突発的な打合せが発生した場合でも、対面またはWeb等による打合せを速やかに実施できる体制を整えること。

9. 著作権に係る留意事項

- (1) 受託者は、佐賀県の企画意図を理解、尊重し、適宜佐賀県の指示に従うものとし、佐賀県は、受託者に対し、適宜企画意図に合致させるために本著作物の修正を求めることができる。
- (2) 受託者は、佐賀県から要求があったときは、佐賀県に対し、適宜、本著作物に関する業務の進捗状況その他制作に関する事項を報告しなければならない。
- (3) 受託者は、本契約に基づき作成した成果物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）を、成果物の納品と同時に、対価の支払いを条件として、佐賀県に譲渡するものとする。
- (4) 佐賀県は、当該成果物を目的の制限なく、自由に利用、複製、改変、公表等することができる。
- (5) 受託者は、成果物に関し、佐賀県および第三者による使用に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 受託者は、佐賀県に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- (7) 受託者が提供する素材に第三者の肖像・氏名等が含まれる場合、受注者はその利用について、必要な許諾を取得するものとする。
- (8) 受託者が撮影または編集に際し第三者の肖像等を用いる場合は、受託者が当該権利者から使用許諾を取得するものとする。
- (9) 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求

等がなされた場合、当該紛争等の原因が専ら佐賀県の責に帰する場合を除き、受注者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、佐賀県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

10. 本業務委託の委託料の支払

原則完了払とするが、受託者が委託事業完了前に必要な経費を受けようとするとき、佐賀県が必要と認める場合には、委託料を前金払により支払う。

11. 本業務委託にかかる問い合わせ先および提出先

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 観光課 インバウンド担当 岩根

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1 番59 号

TEL : 0952-25-7098 FAX : 0952-25-7304

MAIL : kankou@pref.saga.lg.jp